

# 原子力発電環境整備機構 一般競争入札心得

## (目的)

第1条 原子力発電環境整備機構(以下「機構」という。)が発注する工事並びに設計、測量、試験及び調査・研究等の契約に係る一般競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、この心得の定めるところによるものとする。

## (入札の手続き等)

第2条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面及び契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書(別記様式第1)に記載するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

3 入札書は、封かんの上、入札者の氏名を表記し、公告、公示等に示された時刻までに所定の提出場所に持参しなければならない。なお、郵送の場合は書留郵便に限る。

4 入札書以外の提出書類は、入札書とは別に封筒に入れて提出するものとする。

5 入札参加者は、代理人をして入札をさせるときは、その委任状(別記様式第2)を持参させなければならない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

7 入札参加者は、入札書を所定の提出場所に提出した後は、引換え、変更又は取消しをすることができない。

## (入札の辞退)

第3条 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

## (公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

## (入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行

することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

#### (無効の入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 指定日時及び場所に提出されなかった入札
- 二 入札に参加することができない者がした入札
- 三 委任状を入札前までに提出していない代理人の入札
- 四 入札保証金の納入を必要とする入札において、これを納入していない者がした入札
- 五 記名押印を欠く入札（印鑑が異なる場合を含む）
- 六 入札金額を記載していない入札
- 七 入札金額を訂正した入札
- 八 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- 九 入札の目的に示された要件と異なった入札
- 十 条件が付されている入札
- 十一 同一入札者が2通以上の入札書をもってした入札
- 十二 明らかに連合によると認められる入札
- 十三 同一事項の入札については、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- 十四 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額による入札
- 十五 前各号に掲げる場合のほか、直接人件費の算定方法等をはじめ、機構の指示に従わなかったとき

#### (技術審査)

第7条 提出書類に、入札(見積)仕様書を指定した場合には、入札(見積)仕様書の技術審査を行うものとする。

- 2 入札(見積)仕様書について、要求する品質、機能、性能のほか、仕様書に定める必要条件を満足する内容であるかの技術審査を行った結果、適合しない入札者に対しては、その旨を連絡のうえ、当該入札書を無効(密封のまま保管)とする。

#### (開札)

第8条 開札は、別途、公告、公示等に示された日時及び場所にて実施のうえ、結果を入札参加者に連絡する。なお、入札(見積)仕様書の提出を指定した場合の開札は、技術審査の結果、適合と認められた入札者を対象として実施する。

- 2 前項の結果の連絡に際しては、最低入札者名及び入札金額を公表する。

#### (落札者の決定)

第9条 有効な入札をした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、予定価格が1,000万円を超える工事の請負契約又は製造の請負契約において、その入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者に代えて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とするがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内において価格によるほか、企画、デザイン、構想、設計その他の条件が機構にとって最も有利なもの（ただし書きの場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手

方とすることができる。

(再度の入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、後日、再度の入札を行う。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、当初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更しないものとする。

3 再度の入札の回数は、原則として1回とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

(契約書等の提出)

第12条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約書案に記名押印し、機構が別途指示する日までに、これを機構に提出しなければならない。

2 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を機構に提出しなければならない。ただし、機構がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第13条 入札をした者は、入札後この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

# 入 札 書

¥ \_\_\_\_\_

(件名)

原子力発電環境整備機構 一般競争入札心得及び仕様書、契約書案等を承諾  
のうえ、入札します。

平成 年 月 日

所在地

会社名

代表者名

印

原子力発電環境整備機構

理事長 山路 亨 殿

- (注) 1. 入札金額は、アラビア数字で記入すること。  
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 判とする。

# 委任状

私は、(所属、氏名)を代理人と定め、原子力発電環境整備機構の発注する(件名)に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1.
- 2.

代理人 使用印鑑	印
-------------	---

平成 年 月 日

所在地

会社名

代表者名

印

原子力発電環境整備機構

理事長 山路 亨 殿

- (注) 1. 委任事項は、明確に記入すること。  
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。